

沼田町一時預かり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育所等を利用していない家庭において、一時的に家庭での保育が困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第4条第1項第2号に規定する幼児（以下「児童」という。）を一時的に預かることで安心して子育てができる環境整備に向けた一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施施設)

第2条 この事業を実施する施設は、社会福祉法人沼田保育園が運営する沼田認定こども園（以下「実施施設」という。）とする。

(事業の内容)

第3条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 非定型保育サービス事業

保護者の就労形態により、家庭における育児が断続的に困難となった児童を一時的に預かる事業

(2) 緊急保育サービス事業

保護者の疾病、入院、事故、出産及び冠婚葬祭等により、家庭において保育を受けることが困難となった児童を一時的に預かる事業

(3) 私的理由保育サービス事業

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するために、一時的に児童を預かる事業

(対象児童の要件)

第4条 この事業の対象となる児童は、町内に在住する法第24条の規定による保育の利用の対象とならない児童で、前条各号による家庭において一時的に保育を受けることが困難となった就学前の集団保育が可能な児童とする。ただし、出産のための里帰りなど、沼田町以外に居住する世帯の児童が法第4条第2号に規定する対象児童に準ずると認められるときは、町長は、その児童を対象児童とすることができるものとする。

(事業の利用期間)

第5条 事業を利用できる日数は、対象児童1人当たり原則1ヶ月につき14日以内とする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めたときは、必要最小限の範囲で延長することができるものとする。

(利用時間及び休日等)

第6条 この事業の利用時間及び休日等は、実施施設による管理規定に準ずるものとする。

(事業の実施)

第7条 実施施設は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 事業を担当する職員として、保育士を配置すること。
- (2) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の35各号に定める設備及び人員に関する規則等を遵守すること。

(事業利用の申請)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、沼田町一時預かり事業利用申請書（様式第1号）により、町長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、町長が緊急を要すると判断したときは、口頭（電話連絡を含む。）による申請ができるものとする。この場合においては、速やかに前項に規定する手続を行わなければならない。

(事業利用の決定及び通知)

第9条 町長は、前条の申請を受けたときは、速やかに第4条に規定する対象児童要件の確認により利用の可否を決定し、沼田町一時預かり事業利用決定通知書（様式第2-1号）により利用者に通知するものとする。

- 2 町長は、第10条の届出を受けたときは、速やかに第4条に規定する対象児童要件の確認により利用の可否を決定し、沼田町一時預かり事業利用決定変更通知書（様式第2-2号）により利用者に通知するものとする。

(届出義務)

第10条 事業決定の通知を受けた利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、沼田町一時預かり事業利用異動届出書（様式第3号）により速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 一時預かりを受ける必要がなくなったとき。
- (2) 申請理由に変更が生じたとき。
- (3) 利用期間を変更する必要が生じたとき。

(事業利用の中止)

第11条 町長は、事業利用の決定を受けた利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、沼田町一時預かり事業取り下げ書（様式第4号）により、利用を中止することができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により事業利用の決定を受けたとき。
- (2) 前条に定める届出義務を怠ったとき。

(費用)

第12条 利用者負担額は、無料とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年8月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要綱施行前の一時預かり事業実施要綱による手続きは、この要綱により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

沼田町一時預かり事業利用申請書

年 月 日

沼田町長 様

住所
保護者 氏名 ㊟
(緊急時の連絡先) 固定電話 — — (在宅者)
携帯電話 — — (所有者)

一時預かり事業を利用したく、次のとおり申し込みます。

(フリガナ) 対象児童氏名	保護者との続柄	生年月日	年齢	性別
()		年 月 日		
利 用 期 間	1日	年 月 日		日間
	午前	年 月 日		日間
	午後	年 月 日		日間
利 用 を 希 望 す る 理 由	・非定型	就業・就学・職業訓練・その他 (具体的な内容)		
	・緊急	傷病・出産・看護・介護・結婚式・葬式・その他 (具体的な内容)		
	・私的理由	リフレッシュ・その他 (具体的な内容)		

様式第2-1号（第9条関係）

沼田町一時預かり事業利用決定通知書
決定番号 _____
様
上記一時預かり事業利用申込書に基づき利用を決定します。
年 月 日
沼田町長
※預かりに際して、大事な内容を事前に保護者様と沼田認定こども園にてお話し合いを行っていただき、 保育が適切に行われるよう、ご協力よろしくお願いたします。
(沼田認定こども園連絡先 Tel0164-36-2077)

(運用様式)

同 意 書

一時預かり事業の利用に必要な市町村民税の情報（同一世帯者を含む）及び世帯情報を担当職員が閲覧すること、また、その情報に基づき決定した利用者の費用負担額について、実施施設に対して提示することに同意します。

年 月 日

沼田町長 様

住所.....
保護者
氏名.....^印

様式第3号（第10条関係）

沼田町一時預かり事業利用異動届出書

年 月 日

沼田町長 様

住所.....

保護者

氏名.....㊟

次のとおり、申請内容に異動がありましたので届出します。

児 童 名		
保 育 所 等 名	社会福祉法人 沼田保育園 沼田認定こども園	
届 出 事 項	(1) 一時預かりを受ける必要がなくなった。 (2) 申請理由に変更が生じた。 (3) 利用期間を変更する必要が生じた。 ※該当する項目に○を記載してください。	
※届出事項(1) の場合に理由 をご記入くだ さい。	※前日の正午までに連絡できなかった場合のみ記入願います。	
※届出事項(2) 及び(3)の場 合にご記入く ださい。	変 更 前	変 更 後
異 動 年 月 日	年 月 日	

様式第2-2号（第9条関係）

沼田町一時預かり事業利用決定変更通知書	
決定番号.....	
様	
上記一時預かり事業利用異動届出書に基づき利用内容の変更を決定します。	
年 月 日	
沼田町長	
※預かりに際して、大事な内容を事前に保護者様と沼田認定こども園にてお話し合いを行っていただき、 保育が適切に行われるよう、ご協力よろしくお願いたします。 (沼田認定こども園連絡先 Tel.0164-36-2077)	

第 号
年 月 日

様

沼田町長

沼田町一時預かり事業取り下げ書

次の理由により、 年 月 日をもって一時預かりを解除・停止します。

児 童 名	
保 育 所 等 名	
解 除 ・ 停 止 理 由	

- 1 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沼田町長に対して異議の申立てをすることができます。異議の申立ては、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときはすることができなくなります。
- 2 この決定の取消しの訴え（取消訴訟）は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に沼田町を被告として（訴訟において沼田町を代表する者は沼田町長となります。）提起することができます。この取消訴訟はこの決定があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは提起することができなくなります。